

○福崎町開発事業等調整条例施行規則

平成29年3月28日規則第5号

福崎町開発事業等調整条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福崎町開発事業等調整条例（平成29年条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(関係水路利用代表者)

第2条 条例第2条第10号工の規則で定める水路を管理するものの代表者は、開発事業等に係る工事によりその構造が変更される水路又は事業区域から放流される雨水等の第一次放流先となる水路を利用するもので組織された団体その他これに類するものの代表者とする。

(事前協議の申出)

第3条 条例第12条の規定による申出は、開発事業等事前協議申出書（様式第1号）によってしなければならない。

2 前項の協議申出書には、事業区域位置図、現況図、計画概要図、求積図、事業区域にかかる登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面を添付し、併せて開発事業等事前協議の為に町長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(兵庫県福崎警察署との協議を要する開発事業等)

第4条 条例第16条の規定による開発事業等は、条例第2条第4号カ及びキに掲げる開発事業等とし、該当する深夜営業店舗は次の表のとおりとする。

建築基準法施行規則（別記様式）に定める主要用途区分

用途記号	主要用途	建築基準法別表 第一の（い）欄 の区分	用途の概要、特記事項
08380	スポーツの練習場	(3)特定・多数	
08390	カラオケボックスその他これらに類するもの	(4)不特定・多数	
08400	ホテル又は旅館	(2)宿泊・就寝系	旅館業法による「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」を行う施設
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	(4)不特定・多数	コンビニエンスストア等の日常生活用品店のみ
08440	マーケットその他の物品販売業を営む店舗	(4)不特定・多数	ホームセンター、本屋、薬局等の物品を販売する店舗
08450	飲食店	(4)不特定・多数	レストラン等の飲食業を営む店舗
08452	食堂又は喫茶店	(4)不特定・多数	日常生活に密着した飲食店のみ

2 兵庫県福崎警察署との協議結果報告は、協議結果報告書（様式第2号）により行うものとする。

(開発事業等協定の締結)

第5条 条例第18条の規定による開発事業等協定書は、次の各号の書類を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図（土地利用計画図）
- (3) その他町長が必要と認める書類
（工事の着手）

第6条 条例第19条第2項の規定による工事着手の届出は、工事着手届出書（様式第3号）を提出して行わなければならない。なお、条例第2条第1号に規定する開発行為を行う場合は、工事着手に先立ち工事承認願（様式第4号）を提出し、工事工程及び工事使用材料について承認を得なければならない。

（台帳の公開）

第7条 条例第21条の規定による台帳の公開は、町の窓口（まちづくり課）において、閲覧に供することにより行うものとする。

（地域環境への配慮基準）

第8条 地域環境への配慮基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境共生型住宅の開発および普及拡大
- (2) 敷地内における自然面の保全、雨水浸透・雨水利用システムや水道システムの導入など、地域の水循環の保全
- (3) 環境に配慮した設計と周辺の緑化
- (4) 省エネルギー型の建築物づくり
- (5) 環境エネルギーの利用や高効率利用
- (6) 省電力照明機器の採用
- (7) 太陽光利用システムなどの自然エネルギーの導入
- (8) 雨水の地下浸透を図るための透水性舗装の積極的な採用
- (9) 建築物の保温性を高めるための屋上・壁面緑化の検討
- (10) 屋外照明を使用する際の時間帯や場所の配慮

（開発行為を行う場合の道路整備基準）

第9条 条例別表第2第2の項に規定する道路の整備基準は、第10条から第19条までの規定のとおりとする。

（道路計画の原則）

第10条 開発区域内道路、開発区域に接する道路及び開発区域への進入道路については、町の道路計画及び道路整備基準に適合するよう、開発区域周辺の道路網や環境を考慮しながら計画し、将来延長可能となるよう配慮すること。ただし、開発許可等の許認可や承認が必要な場合は、事業者において、県の許可基準に適合していることを事前に確認しておくこと。

2 道路は、環境の保全上、災害の防止上、消防活動上および通行の安全上支障がない規模及び構造で適切に配置すること。

3 開発区域内の道路は、開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外の道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に發揮されるように設計すること。

（道路配置の計画）

第11条 開発区域内の道路は、災害の防止、避難上及び通行の安全上支障がないと認められる次のいずれかに該当する場合を除き、袋路状としてはならない。

- (1) 長さ35m以内に、車返し又は回転広場及び避難通路等が有効に設けられているもの

(2) 先端部が公園、広場等公共の用に供する土地（通り抜けできるものに限る。）に接続するもの
 （道路幅員の基本）

第12条 開発区域の宅地が主に接すべき道路の道路幅員は、開発区域の規模、予定建築物の用途に応じて、次の表に定める道路幅員以上としなければならない。なお、開発区域に主に接する道路の他に道路がある場合は必ず4m以上の有効幅員を確保することとし、交通量や予定建築物の用途等を勘案し、別途協議するものとする。

道路幅員の基本（m）

開発規模 (m ²) 予定建築物	道路区分	500以上 ～1,000 未満	1,000以 上～3,00 0未満	3,000以 上～10,0 00未満	10,000以 上～100, 000未満	100,000 以上
住宅 (2階以下の 共同住宅を含 む)	小区画道路			5		
	区画道路		6(5)		6	
	補助幹線道路				7	9
	幹線道路					12
その他 (事務所工場 等)	区画道路			6		
	補助幹線道路				7	9
	幹線道路					12
この表において小区間道路とは、一般区画道路のうち延長50m以内又は住宅10戸前後までの極めて少ない交通を対象とする道路で、袋路状でなく、将来延長されることのないものをいう。						
備考（）内は以下のすべての要件に合致する場合に適用する。						
(1) 予定建築物の用途が戸建て住宅又は戸建て併用住宅である。 (2) 新たに設置する道路が開発区域の周辺の状況等により、将来に渡り他の道路との接続が考えられないで袋路状となる。 (3) 当該道路に接する宅地数が10戸以下である。 (4) 消防活動等緊急車両の通行に支障がない。 (5) 帰属先となる管理者と協議が整っているか、又は整うことが確実である。						

2 開発区域内の主要な道路は、開発区域の規模、予定建築物の用途により次の表に定める幅員以上の既存道路（道路法第3条に規定する道路）に取り付けなければならない。

取付道路幅員（m）

開発規模 (m ²) 予定建築物	500以上～1, 000未満	1,000以上～ 3,000未満	3,000以上～ 10,000未満	10,000以上 ～20,000未 満	20,000以上
戸建て住宅		6.5(4)		6.5(5)	6.5(6)
共同住宅 (長屋住宅含む)		6.5(4)	6.5(5)		6.5(6)
その他 (事務所工場等)	9(4)		9(6.5)		12(9)

備考（）内はやむを得ない事情のある箇所の幅員とし、取付先道路の管理者と協議をする。なお、取付先道路までの延長が50mを超える場合には、50m以内に10m以上の待避所を設けなければならない。

（道路舗装の基準）

第13条 道路舗装の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路は、アスファルト系の舗装による、全面舗装とすること
- (2) アスファルト舗装の構成及び設計施工については、アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会）に準拠するものとし、原則として次の表に掲げる舗装構成を標準とするが、設計に当たっては必ず土質調査を行い検討を行うこと

道路区分	表層 密粒度 アスファルト	基層 粗粒度 アスファルト	上層路盤 粒調碎石 (M-30)	下層路盤 切込碎石 (R C-40)
1級町道	5 cm	5 cm	10 cm	20 cm
2級町道	5 cm	5 cm	10 cm	20 cm
3級町道	5 cm	—	10 cm	—

備考

- (1) 2級町道において一般区画道路（L交通）の場合は、舗装構成については表層5cm、上層路盤10cm、下層路盤10cmとする。ただし、設計に当たっては土質調査を行い検討を行うものとする。
- (2) 上層路盤（粒度調整碎石）の修正CBRは、80以上
- (3) 下層路盤（切込碎石）の修正CBRは、30以上
- (4) 路床土については、CBR12未満となる流用土を用いないこと。また、路床の盛土工にあっては、CBR12以上の良質なものを搬入使用し、20cmごとに十分に締固めを行うこと。
- (5) 表層舗装工について、コンクリート系の舗装を計画するときは、セメントコンクリート舗装要綱（社団法人日本道路協会）に準拠しながら、詳細の構造を決定すること。
- (6) その他の舗装材を用いる場合は、あらかじめ協議を行うものとする。

（歩道の設置計画と構造）

第14条 歩道の設置については、開発区域の土地利用計画や通学経路及び開発区域周辺の道路網を勘案した歩行者動線に基づき計画することとする。

- 2 歩道は、縁石や防護柵その他これらに類する工作物又は植樹帯等により、車道と明確に分離することとする。
- 3 歩道の有効幅員は、原則として2m以上を確保することとする。
- 4 歩道の舗装は、原則として開粒度アスファルト舗装（透水性舗装）とし、次の表に掲げる舗装構成厚以上を確保すること。ただし、地質上の要因や地形上の要因等により透水性舗装することが不適当と認められる場合には、細粒度アスファルト舗装にて整備すること。

歩道の舗装構成の厚み	歩道の巻込み部（隅切部）及び乗入れ開口部等とその前後影響区間（4t以下）	一般部	4t以上
------------	--------------------------------------	-----	------

表層	開粒度アスファルト 舗装	5 c m	3 c m	3 c m
	細粒度アスファルト 舗装	—	—	粗粒度 7 c m
路盤	粒度調整碎石 (M-30) 又は切込碎石 (R C -40)	15 c m	10 c m	15 c m
フィル ター層	砂	5 c m	5 c m	—

備考 C B R は 5 以上とする。

5 歩道に設けるグレーチング蓋板等の溝蓋類は細目格子構造とし、設計荷重は、T-2以上の製品を用いること。なお、車両の乗り入れが想定される区間箇所にあっては、接面する宅地の土地利用計画に応じ、設計荷重T-14以上からT-25の製品を用いることとし、設置に当たっては盜難防止措置を施すこととする。

(道路排水施設)

第15条 道路排水施設の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路内における雨水等を有効に排出するため、側溝、街渠、その他必要な施設を公共用地内に設けること
- (2) 道路排水のため設けるU型側溝の幅員は、内寸30 c m以上とし、トラフは使用しないこと
- (3) L型側溝を設ける場合は、雨水渠が布設された道路に限ること

2 道路排水施設等の上に溝蓋板等を行う場合は、コンクリート製蓋又はグレーチング蓋板等で施工する。なおグレーチング溝蓋類は細目格子構造とし、設計荷重はT-14以上からT-25の製品を用いることとする。コンクリート製蓋を用いる場合は管理するために4 mに1箇所以上のグレーチング蓋を配置し、設置に当たっては盜難防止措置を施すこととする。

(道路の植栽)

第16条 植栽帯等の設置については、原則として幅員12m以上の道路で、歩道幅員が3 m以上の場合に適用するものとし、設置基準や配置間隔並びに植樹方法や植樹選定等にあたっては、別途協議すること。既設植栽帯箇所に進入道路等を設置する場合は、あらかじめ協議のうえ、移植を行うものとする。

(他の道路構造)

第17条 他の道路構造の基準については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路敷地と段差が生じる他の管理区分との境界には、擁壁を設置すること
- (2) 道路の法敷には、適切な崩壊防止施設を設置すること
- (3) 道路は、階段状としてはならない。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路で通行の安全上支障がないと認められるときは、この限りではない
- (4) 道路の交差角は、60度以上であって直角に近い角度とし、交差部分に設ける隅切りの長さ（斜辺長、単位m）は、別途協議することとする
- (5) 前号の規定にかかわらず、既設道路に設ける隅切りの長さは、別途協議するものとする
- (6) 道路の縦断勾配は、幹線街路及び補助幹線街路にあっては、7 %以下とし、一般区画

街路にあっては、9%以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないないと認められる場合は、小区間に限り12%以下とすることができる

(7) 道路の横断勾配は、次の表によること

道路の種類		横断勾配
車道	アスファルト舗装	1.5%～2.0%
	コンクリート舗装	
歩道		1.0%、透水性舗装以外等1.5～2.0%

(交通安全施設等)

第18条 条例別表第2第8の項に掲げる交通安全施設等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 防護柵・デリネーター・ポストコーン
- (2) 道路照明施設
- (3) カーブミラー
- (4) 道路標識
- (5) 区画線

(道路整備にかかるその他の基準)

第19条 第10条から第18条までに定めるほか、開発事業者は次に掲げる事項を遵守することする。

- (1) 開発区域内又は取付先道路と交差点が生じる場合は、あらかじめ公安委員会と交差点協議などを調えておくこと。
- (2) 道路の占用は、道路管理者と協議すること。なお、電柱・消火栓器具格納箱等は道路に設置しない。帰属する道路占用物は、占用者へ道路占用許可申請に必要な書類を提出すること。
- (3) 町が引き継ぐ道路について、道路台帳整備に関する図書を提出すること。
- (4) 工事車両の通行経路図及び通行台数等の計画書を、工事着手前に町長に提出すること。
- (5) 工事車両等により、公道を土砂等で汚損しないように、十分注意すること。
- (6) 工事車両等により、公道、公共公益施設、民間の所有管理物件等が破損あるいは汚損したときは、速やかに報告するとともに、被害対象者の求めに真摯に応じ、原形復旧や補償等の協議を整えて、事業者の責任・費用をもって、誠実に対処し解決しなければならない
- (7) この技術基準に定めのない事項については、都市計画法（昭和43年法律第100号）、道路法（昭和27年法律第180号）及び兵庫県開発許可技術的指導基準による。
(公園、緑地、広場の設置基準)

第20条 条例別表第2第3の項に規定する公園、緑地、広場（以下「公園等」という。）を設置する際は、福崎町緑の基本計画や開発区域周辺の公園配置を勘案し、公園種別による誘致距離を考慮のうえ、地区居住者の利用の便と景観が十分に生かされるとともに災害防止及び避難活動に適するよう配置しなければならない。

- 2 樹林地等良好な自然環境を形成しているものはできる限り保全に努めるものとし、その用地は町に帰属させなければならない。
- 3 開発区域面積が3,000m²以上のときは、住宅地開発にあっては区域面積の3%以上の公園等を整備しなければならない。この場合公園等1箇所あたりの面積は150m²以上としなければならない。但し、公園等の設置の必要性がないと町長が特に認める場合は、公園等の整備

に代わる公共公益施設等の整備を行わなければならない。開発区域の面積が5ha以上の場合は、1箇所300m²以上の公園等を設置しなければならない。但し、隣接する開発地などで公園等が確保されている場合は別途協議を行うものとする。

- 4 開発区域内に整備する公園は、3m以上道路と接するようにしなければならない。
- 5 公園等の遊具施設（スベリ台、ブランコ、鉄棒、健康遊具、ベンチ等）・パーゴラ等の日よけ施設・水飲み場・便所等必要な施設について、事前に協議しなければならない。また土砂の流入及び流出、法面及び石積の崩壊並びに排水不良等が生じないよう、公園内外に排水施設を整備するとともに境界には境界標で公園区域を明示し、フェンス等を設置しなければならない。
- 6 300m²以上の公園等を整備するときは、公園樹木として、中高木（高さ3m程度以上のもの）及び低木（常緑樹0.4m以上のもの）を植栽するよう努めるものとする。
- 7 その他、公園等に関する基準については、兵庫県開発許可制度の運用基準による。

（排水設備の整備基準）

第21条 条例別表第2第6の項に規定する上下水道施設のうち排水設備の整備基準は、第22条から第23条までの規定のとおりとする。

（排水計画の原則）

第22条 排水計画の原則は、次に掲げるとおりとする。

- （1）排水計画は、下水道計画に整合することを原則とし、当該開発施行区域内にとどまらず集水区域全体を考慮し、かつ区域内の雨水および汚水を速やかに排除するため、必要十分な施設計画とすること
- （2）排除方式は分流式とし、かつ自然流下により排除すること
- （3）排水施設計画については利害関係者と協議し、河川、水路等の管理者の同意を得たうえ、町長と協議すること
- （4）開発行為等による流域の変更は原則として認めない

（施設計画の基準）

第23条 施設計画の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）計画雨水量の算出は、次の式を基本とすること。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q：計画雨水量（m³/秒）

C：流出係数 指針と解説による。

I：降雨強度 120mm/h r（兵庫県開発許可制度運用基準）

A：集水面積（ha）

- （2）前項の規定に関わらず、公共下水道の処理区域における開発行為にあっては、当該区域の下水道事業の管理者との協議の上、定められた値を用いることができる。

- （3）排水路の計画通水量の算出は、次の式によること。

$$Q = A \cdot V \quad Q : \text{計画通水量 (m}^3/\text{sec})$$

A：流水断面積 (m²)

V：流速 (m/sec)

(マニング公式)

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n : 粗度係数

I : 勾配

R : 径深 A/P (m)

P : 潤辺 (流水辺長) (m)

粗度係数・・・指針と解説を引用

(4) 雨水排水路の断面決定は次に掲げる事項を考慮すること。

ア 流速は、雨水管にあっては、計画下水量に対し、最小0.8m/s e c、最大3.0m/s e cとする。

イ 計画流速は、秒速0.8m～秒速3.0mまでの範囲で下流に行くに従い漸増させること。

ウ 排水路の計画通水量は、次式を満足させること。

Q (計画雨水量) ≤ 0.8Q (計画通水量)

(5) 污水管渠の断面決定にあたっては、次に掲げる事項を考慮すること。

ア 流速は、污水管にあっては、計画下水量に対して、最小0.6m/s e c、最大3.0m/s e cとする。なお、最小管径は150mm（最小の設計勾配4‰）とする。

イ 計画流速は、秒速0.6m～秒速3.0mまでの範囲で下流に行くに従い漸増させること。

ウ 排水路の計画通水量は、次式を満足させること。

Q (計画汚水量) ≤ 0.5Q (計画通水量)

(6) 雨水排水施設は原則として開渠とし、道路敷に接する位置に設けること。

(7) 雨水排水施設及び污水排水施設の構造物の強度、形状、寸法、使用材料等については町長と協議すること（特に、污水排水施設の材質について、管・継手・公共樹は原則として硬質塩化ビニル（VU）製のものとし、マンホール鉄蓋は、町が構造承認通知書で承認した構造を有する製品（耐スリップ型）を使用すること。既設人孔との接続箇所は、可とう継手を使用すること。構造物と下水道管との離隔は、200mm以上を確保すること）。

(8) 計画汚水量については、次の値を標準とする

住宅の場合（単位：t/人・日）

	公共下水道区域	農業集落排水区域
計画日最大汚水量	334	300
計画日平均汚水量	計画日最大汚水量の75%	計画日最大汚水量の90%
計画時間最大汚水量	計画日最大汚水量の180%	計画日最大汚水量の250% + 30 t /人・日

住宅以外の場合は、予定建築物の用途又は規模等に応じて想定される計画汚水量を算出すること。計画汚水の性状については、町長と別途協議すること。

(9) 施工に関する事項は、（公財）兵庫県まちづくり技術センターが発行する土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準に準拠すること。その他、以下の点に留意すること。

ア 構造物や埋設物に近接して掘削するときは、周辺地盤の緩みや沈下に注意し、必要に応じて防護措置をとること。

イ 土砂等運搬時は、過積載しないこと。

- ウ 土留支保工は、土圧に十分耐えうるものを使用し、施工中に緩みが生じて落下しないように施工すること。
- エ 取付管接続による本管穿孔は、本管中心より上方で行い、穿孔間隔を1.0m以上確保の上、土砂等の流入がない状況で行うこと。
- オ 塩ビ管を加工するときは、切断面を平らに仕上げ、面取りなどを行い、滑らかにすること。
- カ 繰手はゴム輪付きのものを標準とし、パッキンの挟み込みがないよう確認しながら施工すること。
- キ 既設下水道施設への接続に際しては、モルタル、生コン、碎石などの流出がないよう、細心の注意を払うこと（万一、流出させた場合は、即時、町へ報告するとともに、施工者の責において管洗浄を実施すること）。
- ク 取付管の管端を枠の内面に一致させ、突出させてはならない
- ケ 砂基礎工の砂は、管の損傷、移動がないよう投入し、管の周辺に空隙がないよう締め固めること（砂基礎の厚みは、管の上下10cmを確保すること）。
- コ 埋戻しに際しては、原則として最小土被りH=1.0m以上を確保したうえで、一層の仕上がり厚は20cm以下とし、地盤沈下を起こさないよう入念に締め固めること（特にマンホール、枠などの構造物周辺や、下越し部は特に注意すること。また、管頂から30cmまでは管の損傷がないよう注意すること）。
- サ 埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない
- シ 現道上において工事を行った場合には、必ず仮復旧を行い、速やかに交通解放を実施しなければならない（舗装表面温度が50℃以下となっていることを確認すること。）
- ス マンホール蓋の高さ調整は、20mm以上の厚み（最大70mmまで）を確保のうえ、無収縮性モルタルを用いて十分に充填し、施工状態を確認できる写真を施工箇所全てにおいて撮影し、工事写真として提出すること。
- セ 開発区域内に下水道（汚水）本管を敷設する場合、最上流のマンホールには、取付管を接続すること。また、使用するマンホールは、原則、1号組立マンホールとすること。

(10) 上記に規定のない事項については下水道法（昭和33年法律第79号）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道施設設計指針と解説」、福崎町下水道条例（平成16年条例第12号）及び福崎町下水道条例施行規程（平成28年上下水道課管理規程第20号）等によること。

（上水道施設の整備基準）

第24条 条例別表第2第6の項に規定する上下水道施設のうち上水道施設の整備基準は、第25条から第29条までの規定のとおりとする。

（上水道の計画水量）

第25条 計画水量は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画給水人口は、その業態ごとに給水人口を推定すること
- (2) 計画1日平均給水量は、建物種類・使用時間・使用人員を考慮して給水量を推定すること
- (3) 計画1日最大給水量は、計画1日平均給水量を負荷率で割り戻したものとすること
- (4) 計画時間最大給水量の算定は、次の式になる

計画1日最大給水量

計画時間最大給水量 = _____ · 係数（事業者で推定）

24

（給水の方式）

第26条 給水方式は、直結式又は受水槽式とする。

（上水道の工事用材料）

第27条 工事用材料は、すべて日本工業規格及び公益財団法人日本水道協会規格に適合するもので、公益財団法人日本水道協会の検査に合格し、かつ町の指定したものでなければならぬ。

（上水道工事の施工方法）

第28条 事業者は、給水装置申込書（施行計画書（災害・交通安全を含む）、施工図、使用材料承認書、現場代理人届等）を提出し、管理者の承諾を得た後工事に着手すること（特に、他の埋設物との位置関係をよく調整しなければならない）とする。

2 事業者は、工事施工の各段階において、着手届、中間検査願（任意様式による）、完了届（竣工図、完了写真等を含む）等諸届を管理者に提出しなければならない。

3 配水管は、ダクタイル鉄管（耐水管）又は耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（口径50mm以上はR R継手）を使用し、給水管の分岐については、配水本管に対して直角に耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（口径40mm以下はT S継手）で敷設し、宅地内に直結止水栓を取付け、BOXを設置することとする。

4 配水管の掘削、埋戻しは、土被りH=1.0m以上を保持し、管上30cmに埋設標識シートを敷設し、碎石及び砂にて土砂の入替えをするとともに、20cmごとに敷き固めをしなければならない。また、給水管の管上30cmに埋設標識シート（ポリエチレン製）を敷設しなければならない。なお、埋設する配水管及び給水管の周囲は保護砂により埋め戻さなければならない。

5 通水は、管理者の水圧検査（1MPa・10分間）を受け、水圧低下がないことを確認した後、管理者の承認を得て行う。

（上水道施設整備にかかるその他の基準）

第29条 本整備基準に定めるほか、水道法（昭和32年法律第177号）、公益財団法人日本水道協会水道施設設計指針、福崎町水道事業給水条例（平成10年条例第13号）及び福崎町給水規程（平成28年上下水道課管理規程第1号）、給水工事の施工に関する規程（平成28年上下水道課管理規程第9号）等によること。

（消防施設の整備基準）

第30条 条例別表第2第7の項に規定する消防施設の整備基準については、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）により設置しなければならない。

2 住宅等の建築を目的とした開発行為の場合は、1つの消防水利から防火対象物は原則として半径50mの範囲内となるように配置しなければならない。

3 消火栓を新設する場合は、消火栓器具格納箱を設置するものとする。なお、格納箱及び収納品の整備基準は、次の表のとおりとする。

種別	規格	数量
消火栓器具格納箱	900×600×270mm コンクリート架台付き 文字入「○○○分団」	1箱

消防用ホース	65mm×20m	3本
スタンドパイプ	65mm 単口型	1本
管鎗	65mm（ノズル付）	1本
消火栓ハンドル	MHキーハンドル（日の出式同等品） L=850mm	1本

4 その他、消防水利施設に関する基準については、兵庫県開発許可制度の運用基準による。
 （集会所等の整備基準）

第31条 条例別表第2第9の項に規定する集会所等の整備基準は、第32条から第34条までの規定のとおりとする。

（集会所の整備基準）

第32条 住宅戸数が一戸建住宅においては50戸以上、中高層住宅においては80戸以上となる場合で、将来において集会所を設置する必要があると町長が認めるときは、集会所用地（中高層住宅にあっては、集会室にかえることができる。）及び集会所を自治会組織に無償提供するものとする。但し、集会所用地及び集会所は町に寄付採納手続きをし、自治会組織が結成され引き渡すまでは、事業者において管理しなければならない。

（ごみ集積施設の整備基準）

第33条 ごみ集積施設については、既存の施設利用とするが、町長が必要と認める場合は福崎町「開発行為に伴う一戸建住宅及び共同住宅の建築にかかるごみ集積施設の設置基準」（平成7年4月1日施行）に基づいて設置するものとする。

- (1) ごみ集積施設は、ごみ収集車が容易に近づけて、交通及び収集に支障のない場所に設置するものとする
- (2) ごみ集積施設は、利用者の便益及び安全性を考慮したものでなければならない
- (3) ごみ集積施設前面に排水溝等がある場合は、溝蓋等を設置するものとする

（防犯灯の整備基準）

第34条 防犯灯の整備基準は、次の表のとおりとする。

区分 開発区域面積	L E D 照明（蛍光灯20W相当）
1,000m ² 未満	1灯以上必要に応じて設置
1,000m ² 以上3,000m ² 未満	2灯以上必要に応じて設置
3,000m ² 以上5,000m ² 未満	3灯以上必要に応じて設置
5,000m ² 以上	別途協議のうえ設置

但し、事業区域が所属する自治会との協議による場合は、この限りでない。

2 防犯灯施設の維持管理は、事業区域が所属する自治会との協議に基づく維持管理期間内又は事業区域に自治会若しくは管理組合が発足するまでの間は事業者において行うものとする。

3 事業者の維持管理期間経過後については、原則として、防犯灯設置の維持管理を自治会又は管理組合に引き継ぐこととする。

（駐車場及び駐輪場の整備基準）

第35条 条例別表第2第10の項に規定する駐車場及び駐輪場の整備基準は、次のとおりとする。

- (1) 駐車区画の大きさは、幅2.5m以上（車椅子利用区画にあたっては、幅3.5m以上）、

長さ5.0m以上とする

(2) 自転車置き場の大きさは、1台当たり幅0.6m以上、長さ1.8m以上とすること

(3) 駐車場及び駐輪場の最低必要数は、原則として以下のとおりとする

ア 共同住宅、長屋住宅等 次の表に定めるとおりとする。

	駐車場最低必要数	自転車置場最低必要数
共同住宅、長屋住宅	1台／戸	1.5台／戸
ワンルーム形式住宅	1台／戸	1台／戸

イ 店舗、集会施設等の住宅以外の建築物 駐車場を設置する場合は、自動車通勤従業員数に集客見込者数を加えて得た数以上を確保するよう努める。

(太陽光発電施設の設置に際しての審査基準)

第36条 条例第2条第4号才に規定する太陽光発電施設の設置に際しての審査基準は、兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年3月23日条例第14号）に準拠する。

2 前項のほか、設置にあたっては以下の点に留意すること。

(1) 関係法令に基づく必要な手続を適切に行うこと。

(2) 周囲を金網フェンス等（高さ1.5m以上）で囲う等、第三者の侵入を防止する適切な措置を講じること。

(3) 金網フェンス等と太陽光発電施設との間に1.0m以上の離隔を確保すること。

(4) パワーコンディショナー等の騒音や振動を発生させる付帯設備には、居住環境への影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備について適切な措置を講じること。

(5) 自然災害等による突発的な損害に対応する保険等へ加入すること。

(6) 太陽光発電施設設置後の管理体制及び責任者を明確にすること。

(7) 太陽光発電施設廃止後の措置について適切に計画すること。

(工事の完了)

第37条 開発事業者は、開発事業等の工事完成後に工事完了届出書（様式第5号）を町長へ提出しなければならない。なお、工事完了届出書の提出は工事の完成した日から30日以内に行うものとする。

(立入調査)

第38条 条例第24条に規定する立入調査を行う職員は立入調査証（様式第6号）を関係者に提示しなければならない。

(公共公益施設用地の帰属)

第39条 開発事業者が開発行為に伴い、条例別表第2第11の項に規定する公共公益施設用地を提供する場合は、引継書（様式第7号）に添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月 日規則第 号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に事前協議手続を完了している事案については、なお従前の例による。